

OLIS 2010 Chinese 講義レポート

7月22日(木)

「生命保険に関する規制」(OLICD Center 古藤卓氏)

前半は、消費者保護の二つの流れについて、後半は、保険法を中心として消費者保護のために制定された様々な法規制と保険業界で起きた不払い問題について話された。

消費者保護に、規制緩和により競争原理が導入され、商品が複雑化し、情報の非対称性に起因するトラブルから消費者保護が必要になった流れと、高度経済成長により社会が複雑化して、消費者保護の必要性が高まった流れがある。

保険業法は、保険販売における禁止行為を、その付属規定である監督指針で不適正な行為を規制している。保険法は、100年ぶりに改正され、今年4月から施行された。告知は、質問事項に答えればよいことになり、告知違反と保険事故の因果関係がない場合、あるいは不告知教唆があった場合は解除できないことになった。受取人の変更、解約時の未経過保険料の返還、被保険者による解約請求、片面的強行規定の導入等について消費者保護の立場から規定が整備された。

保険業界で起きた不払い問題では、原因として、保険金、給付金の支払いが保険会社の基本的な責務であるという認識が欠けていたこと、商品が複雑になりすぎたこと等があげられる。再発防止のため、各社、約款至上主義からの脱却、わかりやすい商品の開発等に取り組んだ。

参加者から、保険業法に定める禁止行為に違反した場合の罰則等について質問があった。